

一般社団法人 日本授業UD学会
「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」
倫理基準

制定：2023年 3月 31日

一般社団法人 日本授業UD学会（以下、本学会）は、「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」倫理綱領第11条に基づき、この倫理基準を定める。

<責任と人権の尊重>

- 第1条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の業務は、教員及びその他教育関係者（以下、教員等）による自発的な授業UDに関する専門的な支援（以下、支援）の依頼に応えてなされる。
- 2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、支援の対象者（以下、対象者）の国籍、地域、年齢、性別などによって、提供する支援の内容に不当な差別をしてはならない。
 - 3 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、支援が依頼者の基本的人権を侵すおそれがある場合は、業務に従事してはならない。
 - 4 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、公共性に欠ける個人的な関心、個人又は所属する組織・機関の金銭上の不当な利益のために業務を行ってはならない。

<技能及び資質向上>

- 第2条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、専門職としての知識と技能の水準を保持し、向上させるために、不断の学習、研究と継続的な研修によって自己研鑽を積み重ねなければならない。
- 2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、その業務において、学会で是認され得ない、あるいは不適切と見なされる支援を行ってはならない。
 - 3 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、支援に当たって、自己の能力を超える判断する場合は、対象者の同意の下に、他の専門家に協力を求めなければならない。
 - 4 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、対象者に対して、支援に必要なない情報を提供してはならない。

<支援>

- 第3条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、支援の目的、内容及び方法について、対象者に説明し、了承を得なければならない。

第4条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、専門的な支援を求める対象者には、適切な支援の方法を用いなければならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、対象者の支援の受け入れの可否又は選択の自由を保証しなければならない。

3 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、対象者対象者との間での不適切な関係を避けなければならない。

<研究>

第5条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、支援に当たって研究の視点を有する場合は、対象者に著しい負担とならないようにしなければならない。

2 前項の場合においては、事前に研究計画を関係者に説明し、同意を得なければならない。

3 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、研究の実施の可否の判断、あるいは同意撤回の自由があることを対象者に事前に伝えておかなければならない。

4 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、研究終了後は、得られた成果について対象者に説明しなければならない。

5 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、研究の公表に当たっては、研究に協力した対象者の同意を得ておかなければならない。

<秘密保持>

第6条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、対象者から得られた個人情報を漏洩してはならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、対象者の資料を、研究又は研修等における使用に当たっては、事前に対象者に了承を得なければならない。

3 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、研究又は研修等における資料の使用について対象者の了承を得た場合でも、対象者が特定されないようにしなければならない。

4 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、支援に当たって支援関係者と対象者の個人情報を共有することが必要な場合は、共有する個人情報及び共有する者について、対象者から了承を得なければならない。

<公開>

第7条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、知識や意見を新聞又はテレビ、一般図書等に公表する場合は、内容の公正を期することに努め、誇張又は歪曲等によって、「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の専門性に関する信頼を損なうことのないようにしなければならない。

<他の専門職との関係>

第8条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、対象者への支援が自らの専門性の限界を超える可能性があるとは判断する場合は、速やかに他の専門家に委託又は協力を求めなければならない。

- 2 他者の支援等を受けている教員等から支援を依頼された場合は、依頼者の同意を得て、支援等を実施している者との間で協議しなければならない。

<記録の保管>

第9条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、対象者に関する支援及び協力を得た研究に関する記録を5年間保管しなくてはならない。

- 2 記録の保管に当たっては、保管責任者、保管場所及び管理方法を定めて、厳重に管理し、個人情報の保護に努めなければならない。個人の場合もこれに準ずる。

<倫理の遵守>

第10条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、倫理意識の向上を目指して研鑽を積み、これを遵守するようにしなければならない。

附 則

- 1 本倫理基準は、2023年3月31日から施行する。